

第三部

- 一 警察ニ關スル事項
- 二 衛生ニ關スル事項

第二十條ノ二 樺太廳ニ警務長ヲ置キ第三部長タル事務官ヲ以テ之ニ充ツ

警務長ハ警察事務ノ執行ニ關シ事急ナル場合ニ於テ支廳長以下ヲ指揮スルコトヲ得

第二十五條 削除

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

議長(東久世) 別段御發議ナリハ本案可決ト認

メ第三讀會ニ移ル朗讀ハ省略ス

議長(東久世) 第三讀會ニテモ御發議ナリハ本案可決ト認ム

○

議長(東久世) 次ハ樺太廳職員特別任用令中改正ノ件第一讀會ヲ開リ朗讀ハ省略ス

報告員(河村) 報告セム此ノ任用令改正ノ件ハ參照トシテ附加セル如ク樺太廳郵便局官制改正アリシ結果必要ヲ生シタルモノニシテ

今回従前ノ郵便電信局及其ノ支局所ヲ改メ
テ凡テ郵便局トシ豊原大泊真岡ノ三局ヲ
クノ外ハ内地ノ三等郵便局ト同様ノ制度ヲ
用ヒ新官制第五條第一項但書ニ依リテ特定
郵便局長ヲ以テ其ノ局長ニ充ツルコトト爲
スニ付茲ニ特定郵便局長特別任用ノ途ヲ開
キ内地ノ三等郵便局長任用ノ規定ヲ準用セ
ムトスルモノニシテ何等支障ナシト認ム
議長(東久世) 御發議ナクハ第二讀會ニ移ル
(柴田書記官朗讀)

勅令第 號

樺太廳職員特別任用令中左ノ通改正ス

第四條 樺太廳特定郵便局長ノ任用ニ關シテ

ハ明治二十年勅令第六十六號ヲ準用ス但シ
遞信大臣ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

議長(東久世) 御發議ナクハ本案可決ト認メ第

三讀會ニ移ル朗讀ハ省略ス

議長(東久世) 別段御發議ナクハ本案可決ト認

ム

(午前十時四十分開會)

副議長伯爵康世國彦

書記官長河村金五郎

書記官

柴田駒三郎

入江貫一